



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス  
代表者名 代表取締役兼最高管理責任者 長倉統己  
(コード：3647 東証第二部)  
問合せ先 管理部次長 藤井晃夫  
(TEL：03-5439-6580)

## コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みに関するお知らせ

当社は、経営の効率性、透明性を確保しつつ、ステークホルダーとの信頼関係を強化することが、企業価値を向上させるものと考えており、これらを実践するためにコーポレートガバナンスの強化、充実が必要であると考えております。

今般、株式会社東京証券取引所における改正上場規則の施行によるコーポレートガバナンス・コードの適用に伴い、当社グループにおけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組み状況及び方針について取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### コーポレートガバナンスの基本方針

当社は、取締役会を中心とした適切な意思決定および業務管理体制ならびに適正な監督・監視体制を図るとともに中長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンスを構築し、経営の効率性、透明性を向上させることにより、株主に対する受託責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】★印は必須開示項目

#### 第 1 章 株主の権利・平等性の確保

##### 【基本原則 1】株主の権利・平等性の確保

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利に実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備を行っております。

**【原則1-1】株主の権利の確保**

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、全ての株主の権利が実質的に平等性を確保されるよう、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。

**【補充原則1-1①】**

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会が議決権を有する株主によって構成される最高意思決定機関であることを認識し、相当数の反対票が投じられた議案が出た場合などは、取締役会において、株主総会後速やかに当該議案の賛否状況の分析を行い、株主の意思を具体的に把握し株主との対話その他の対応の要否について検討しております。

**【補充原則1-1②】**

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。

他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社取締役会は、業務執行取締役2名及び独立社外取締役3名の5名で構成され、議長は独立社外取締役が担っております。

また、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

当社監査役会は、常勤監査役1名及び独立社外監査役3名の4名で構成され、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、積極的に意見表明を行うことにより、経営に対する監視監査機能を果たしております。

以上により、当社は総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案することを可能とするための体制を整えていると認識しております。

また、当該提案を行う際には、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい提案であることを十分に考慮しております。

**【補充原則 1 - 1 ③】**

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。

とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、株主の権利を保護しその権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。

また、会社法において少数株主にも認められている権利について、当社株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めております。

**【原則 1 - 2】株主総会における権利行使**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、株主の権利を保護しその権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。

また、会社法において少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めております。

当社は8月決算会社であるため、株主総会の開催日を株主総会集中日と予想される日以外の日に設定することができ、より多くの株主が株主総会に出席いただける環境を実現しております。

また、当社の状況を十分理解していただけるよう、株主の視点に立った株主総会提供資料の作成や報告事項の説明に努めております。

**【補充原則 1 - 2 ①】**

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しております。

その場合、株主総会議案を含む招集通知については、当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト等を通じて速やかに情報を開示するとともに、必要に応じて適切な判断を行うことに資する情報を提供いたします。

**【補充原則 1－2②】**

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、招集通知の記載情報の正確性を担保しつつも総会議案の十分な検討期間を確保するため、法定期限より前に招集通知を送付する体制を整備しております。

今後においては、招集通知を発送するまでの間に当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにより公表を行なうことで、更なる早期開示に努めます。

**【補充原則 1－2③】**

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は8月決算会社であるため、株主総会の開催日を株主総会集中日と予想される日以外の日に設定することができ、より多くの株主が株主総会に出席いただける環境を実現しております。

また、株主の十分な議案の検討期間の確保のため、当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトへの早期開示につき検討しております。

**【補充原則 1－2④】**

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は、機関投資家等の株主構成の状況次第によっては議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。

しかしながら、現状の株主構成や費用面を勘案した場合、現時点においての対応は不要と考えておりますが、将来の状況に応じて対応・整備してまいります。

**【補充原則 1－2⑤】**

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、

機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

今後につきまして、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる検討・整備に努めてまいります。

**【原則1-3】資本政策の基本的な方針**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、企業価値を中長期的に高めるために、持続的な成長を見据えた投資と、事業活動に伴うリスクを許容できる水準の株主資本を保持することを基本としております。

なお、株主還元については、業績の動向、財務状況、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案して、継続的かつ安定的な配当に努めてまいります。

**【原則1-4】いわゆる政策保有株式★**

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。

また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で新規保有や継続保有を判断いたします。

当社では、現在上場株式を保有しておりませんが保有するに至った場合には、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行ってまいります。

**【原則1-5】いわゆる買収防衛策**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。

その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、株主の負託に応えるべく、長期・安定的に成長していくことを基本方針としており、現状に

において、買収防衛策を導入しておらず、現在、導入する予定もありません。

買収防衛策を導入する場合は、経営陣・取締役会の保身目的とならないように、その導入、運用については、取締役会・監査役は株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行ってまいります。

**【補充原則 1－5①】**

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に重要な影響を与えるおそれがあることから、当社取締役会としての考え方を法令に則り速やかに株主へ開示いたします。

また、株主の権利の重要性を踏まえ、権利を尊重し、原則として株主が公開買付けに応じることを妨げません。

**【原則 1－6】株主の利益を害する可能性のある資本政策**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）を行う際は、独立社外役員の意見に配慮しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて、株主総会や決算説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努めてまいります。

当社取締役会は、取締役が株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や大規模な希釈化が生じる増資等を行う場合には、既存株主を不当に害することのないようその必要性と合理性について十分に検討し、適切な手続を確保するとともに適正に開示しております。

**【原則 1－7】関連当事者間の取引★**

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

関連当事者取引は開示における影響も大きく、関連当事者取引の網羅性を確保するためには、そもそも関連当事者の網羅性を確保することが必要であると認識しております。

当社においては、関連当事者について正しい認識を有するよう、社内において全役職員が容易に周知できるようチェックリストを作成し取引の合理性・妥当性の検証を行っております。

また、関連当事者の網羅性を確保するため、今まで期末に実施していた関連当事者の評価手続きを、役員選任後早い時期に1度実施し、期末にも同様の手続きを行っております。

さらに、当該チェックリストを用いて内部監査においても事後継続的に検証しております。

利益相反の可能性がある取引については、会社法 356 条で規制されている取引には形式的には該当しない取引においても、実質的には会社との利益が相反する取引については、その取引を実行することが会社の利益になるということを、取締役会等において、必要に応じて外部の専門家の意見も聴取しながら厳密に検証しております。

当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】株主以外のステークホルダーとの適切な協働

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

また、ステークホルダーとの協働を実践するため、代表取締役及び取締役社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

### 【原則2-1】中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、事業を通して人やサービスを成長させ、社会に貢献し会社に利益をもたらすことで企業価値の向上を果たしていくため、「① 収益と財務基盤の一層の強化に取り組み、更なる業績と企業価値の向上を図ります。② M&Aや資本提携を含む戦略的提携を推進し、積極的な国内外の事業拡大を図ります。③ ステークホルダーへの還元を最重要課題と認識し、魅力ある企業づくりと株主価値の向上を図ります。」

を経営理念として策定し、当社ホームページ等にて開示しています。

**【原則 2-2】 会社の行動準則の策定・実践**

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。

取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、全役員・社員の行動の基本原則及び経営判断から日常の業務遂行にわたる細則として行動規範を策定しており、その内容について取締役会で決議しております。

これらについては社内イントラネットに掲載するとともに適宜社内研修を通じ浸透を図るよう努めております。

**【補充原則 2-2①】**

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。

その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、当社の経営理念及び行動規範が、広く実践されているかどうかについて、定期的に内部監査を通じ確認を行っております。

その結果については、各担当取締役に報告され、当該取締役は取締役会等により適宜報告し、他の取締役へ情報の提供を行うとともに行動規範の浸透度の確認を行っております。

**【原則 2-3】 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、社会・環境問題に対して積極的に取り組むことが、企業の持続的な成長に不可欠であるものと認識しております。

当社では、再生可能エネルギーの利用促進、環境負荷低減への貢献等の観点から、太陽光発電事業を展開しておりその状況については事業報告書等で定期的に報告しております。

**【補充原則 2-3①】**

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は社会・環境問題を含むサステナビリティの課題は企業の持続的な成長において重要であると



いう認識のもと、経営管理本部の下に活動目標の策定と進捗管理を行っています。

その内容は取締役会等にも報告するとともに、全従業員にも共有され、全社が一丸となって積極的に取り組む体制を整備しております。

#### 【原則 2 - 4】女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社には、現在女性役員は2名、管理職は6名在籍しておりますが、持続的な成長を確保する観点から、従業員を男女差、年齢等に関係なく、能力、実績によって公正に評価する体制を採っております。

また、女性社員が働きやすい職場環境の整備、女性活躍の支援体制の強化、女性が能力をさらに発揮できる企業風土づくりに取り組んでおります。

#### 【原則 2 - 5】内部通報

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。

取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社の内部通報は代表取締役及び経営管理本部を窓口として定め、さらに、経営陣から独立した窓口の設置として社外監査役を当該窓口として設定しております。

社外監査役の連絡先等の周知など、グループ全体をカバーするため、四半期に1度、社内メール又は社内連絡として社内又は店舗内に幅広く内部通報を呼びかけております。

また当社では、内部通報制度に関する社内規定を制定しており、経営管理本部はその運用状況を定期的に取締役会において報告しております。

#### 【補充原則 2 - 5 ①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、経営陣から独立した窓口の設置として社外監査役を窓口とした内部通報窓口を設置しております。

また、内部通報制度に関する社内規定を制定しており、当社グループ全役職員が活用できるよう整備・運用しております。また、通報者の保護を規定し通報者の情報を秘匿するなど、通報者が不利益を被らない体制を整備しております。

### 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則3】適切な情報開示と透明性の確保

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠と認識しております。

その認識のもと法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページ、事業報告書等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

#### 【原則3-1】情報開示の充実★

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

当社は、法令等に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下のとおり、情報開示の充実に努めております。

- (i) 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料、アニュアルレポート等にて開示しております。
- (ii) コーポレートガバナンスの基本方針は次のとおりです。

当社は、取締役会を中心とした適切な意思決定および業務管理体制ならびに適正な監督・監視体制を図るとともに中長期的視点に基づいたコーポレートガバナンスを構築し、経営の効率性、透明性を向上させることにより、株主に対する受託責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

- (iii) 経営陣幹部及び取締役・監査役の報酬体系等に関しては、役職、職務執行内容、及び責任等を総

合的に判断したうえで適切性等について検討し、取締役・監査役については株主総会にて承認された報酬総額の範囲内にて、取締役会及び監査役会において決定を行っております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、その適切性等について検討し、取締役会において決定を行っております。

取締役、監査役の選定・再任の可否につきましては、業務執行を行う経営陣から独立した立場である社外取締役及び社外監査役が候補者を選定・評価を行っております。

(v) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

#### 【補充原則3-1①】

上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

情報開示については、株主を含めた全てのステークホルダーに対し正確な情報が伝達できるよう、具体的で理解しやすい記載を行うとともに、非財務情報を含めた付加価値の高い記載になるよう十分に留意することが取締役会の重要な責任であることを認識しております。

#### 【補充原則3-1②】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社では、英語での情報の開示・提供については現状の当社株主構成とその効果を勘案し行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討を進めております。

#### 【原則3-2】外部会計監査人

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、監査役会や経理部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を実現するための体制を確保しております。

#### 【補充原則3-2①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

(i) 会計監査人との面談や意見交換、監査実施状況等の把握行うほか、会計監査人が実施する往査時に

おける立ち会いなどを行い、監査役会の規定により会計監査人の選定・解任・再任の評価を行っております。

(ii) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。また、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。

なお、現在の当社外部会計監査人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

**【補充原則 3 - 2 ②】**

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(i) 外部会計監査人と事前協議を実施のうえ、監査スケジュールを策定し十分な監査時間を確保しております。

(ii) 外部会計監査人とは四半期ごとに代表取締役及び取締役社長をはじめ各業務執行取締役等の経営陣幹部との面談時間を設けております。また外部会計監査人の判断によりオブザーバーとして取締役会に出席しております。

(iii) 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役や社外取締役との連携を確保しております。また、外部会計監査人、内部監査部門、常勤監査役が相互に連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っております。四半期ごとに行う監査役と外部会計監査人との会合には常勤監査役及び社外監査役が出席し、監査の実施方法とその内容等についての情報交換を行うほか、常勤監査役は外部会計監査人が実施する往査時における立ち会いなどを通じて適宜情報交換を行うことにより、相互間の連携強化を図っております。また、代表取締役及び取締役社長と会計監査人との代表面談は四半期ごとに行い、監査の実施方法とその内容等についての情報交換を行うほか、相互間の連携強化を図っております。

(iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点があった場合などは、代表取締役の指示により、各業務執行取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制となっております。また監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4】取締役会等の責務

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

(1) 当社は、事業を通して人やサービスを成長させ、社会に貢献し会社に利益をもたらすことで企業価値の向上を果たしていくため、「① 収益と財務基盤の一層の強化に取り組み、更なる業績と企業価値の向上を図ります。② M&Aや資本提携を含む戦略的提携を推進し、積極的な国内外の事業拡大を図ります。③ ステークホルダーへの還元を最重要課題と認識し、魅力ある企業づくりと株主価値の向上を図ります。」を経営理念として策定し、中長期的な企業価値の向上の基礎として取り組んでいます。

(2) 当社取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境を整備するため、コンプライアンス体制、リスク管理体制等を構築し、その運用が有効に行われているかどうかを監督しております。

(3) 当社においては、取締役会による社外取締役による牽制を十分に機能させるために複数の独立社外取締役を選任することが必要であると考え、3分の1以上の独立社外取締役を選任する方針として明確にしております。現在当社は、独立社外取締役を3名選任しており独立社外取締役が取締役会の過半数に達しております。また、取締役会議長は独立社外取締役とし、各独立社外取締役には弁護士、公認会計士及び企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、能動的かつ積極的に取締役会や各取締役へ意見を述べる体制を整えております。社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を強化することで、当社のコーポレートガバナンスの充実を図っております。

### 【原則4-1】取締役会の役割・責務（1）

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで議論しております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っております。

各取締役及び監査役は、業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘・意見を行っております。

**【補充原則4-1①】★**

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については経営陣に委任しております。

また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて常に見直しが行なわれる仕組みを構築しております。

**【補充原則4-1②】**

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。

仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、数値目標を前提とした中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は公表しておりません。

一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

**【補充原則4-1③】**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

当社取締役会は、当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえた、将来の最高経営責任者等経営陣の後継者の計画については、社外役員の下適切に監督を行ってまいります。

#### 【原則4-2】取締役会の役割・責務（2）

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

業務遂行の実施責任を担う提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しており、取締役会や各取締役等への提案は随時受け付ける機会を設けております。

また、取締役会はそれらに対して独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、取締役会や経営幹部会等で承認された提案内容の実行は、各事業分野の担当取締役等が中心となりその実行責任を担っております。

経営陣の報酬については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、報酬水準や報酬形態およびその割合等につき定期的に見直しを行っております。

#### 【補充原則4-2①】

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は短期的な業績変動が比較的大きく、これまで業績連動報酬は採用していませんでしたが、平成28年1月29日の取締役会決議において、当社及び当社子会社取締役に対して有償ストック・オプションを導入いたしました。

今後は株式の保有を通じた一層の企業価値の向上を意識した経営を促してまいります。

#### 【原則4-3】取締役会の役割・責務（3）

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社取締役会は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離の観点から、社外取締役による牽制を十分に機能させるために3分の1以上の独立社外取締役を選任する方針とし、3名の独立社外取締役による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

また、当社監査役会は、3名の独立社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築することで、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督機能を構築しております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行うとともに、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで適切に会社の業績等の評価を行っており、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しております。

また、当社にとって開示内容が肯定的であるか、否定的であるかにかかわらず情報を公正に開示するため、重要なリリース内容は代表取締役が各コーポレート部門と連携して開示の判断を行うとともに、必要に応じて取締役会で報告を行っております。

加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの適切な報告体制を構築しております。

さらに、取締役の利益相反取引・競業取引は、法令に従い取締役会の承認を受けて実施し、その結果についても取締役会に報告しております。

また、関連当事者との利益相反の可能性のある取引については、会社法 356 条で規制されている取引には形式的には該当しない取引においても実質的には会社との利益が相反する取引については、その取引を実行することが会社の利益になるということを、取締役会等必要に応じて外部の専門家の意見も聴取し厳密に検証するものとしております。

#### 【補充原則 4 - 3 ①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

独立社外取締役を議長とする当社取締役会での取締役の評価及び取締役候補者の選任は、会社の業績等の評価を踏まえ代表取締役、取締役社長及び各取締役の当該事業年度の評価、次事業年度の実績としての在任の妥当性、取締役の任期満了の際は重任の可否、さらに次期候補者等の検討を行った上で、他の独立社外取締役及び監査役との協議を十分に考慮し公正かつ適切に実行しております。

#### 【補充原則 4 - 3 ②】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、コンプライアンス部門や内部監査部門を設置し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

コンプライアンス部門は、当社グループ役員が取るべき行動規範を制定し、全役員に浸透を図っています。

また、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な



内部統制の状況および業務プロセスの適正性をモニタリングしております。

監査等の結果は取締役会へ随時報告を行っており、取締役会において、コンプライアンス部門、内部監査部門においてのリスク管理体制その運用が有効に行われているかどうかを監督しております。

**【原則4-4】 監査役及び監査役会の役割・責務**

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役は4名（常勤監査役1名、独立社外監査役3名）であり、役割・責務を果たすに当たっては、株主に対する受託者責任を認識し、独立した立場で監査役としての責務を果たしております。

また、独立社外監査役は、弁護士あるいは公認会計士として高い専門知識や豊富な経験を有しており、それらの知識や経験を活かして取締役会において能動的かつ積極的に意見を述べております。

**【補充原則4-4①】**

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。

また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役会は1名の常勤監査役と3名の独立社外監査役で構成されており、独立性の高い監査役会となっております。

常勤監査役は、業務執行取締役と常時意見交換できる体制となっております。

常勤監査役は、取締役会のほか経営幹部会等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築しております。

常勤監査役は、その職務遂行上収集した情報を他の監査役と共有するとともに、社外取締役とも同様の連携を図ることができる体制を構築しております。

**【原則4-5】 取締役・監査役等の受託者責任**

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役・監査役・経営陣は、株主に対する受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために適切に行動しております。

**【原則４－６】経営の監督と執行**

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社では、業務の執行にはかかわらない業務の執行とは一定の距離を置く独立社外取締役を３名選任し、かつ取締役会議長は独立社外取締役が務め、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

**【原則４－７】独立社外取締役の役割・責務**

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社の独立社外取締役３名は、それぞれ弁護士、公認会計士、企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の取締役に相応しい高い見識と専門知識、経験を備えていることにより、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見および取締役等との利益相反取引の監督などを行っております。

また、独立社外取締役が、経営陣幹部の選解任を審議する取締役会において、独立した立場で意見を述べる機会を確保し適切に反映されるよう努めております。

**【原則４－８】独立社外取締役の有効な活用★**

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

当社においては社外取締役による牽制を十分に機能させるためには、複数の独立社外取締役を選任す

ることが必要であると考え、3分の1以上の独立社外取締役を選任する方針とし、これを役員を選任のルールとして明確にしております。

また当社では、上記ルールに拠り東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任しており、それぞれ弁護士、公認会計士、企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

**【補充原則4－8①】**

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社では、社外役員の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の重要性を認識しており、取締役会の前後に社外役員と代表取締役及び取締役社長等とのミーティングの機会を設けるなどの取り組みを行っております。

**【補充原則4－8②】**

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社取締役会では、独立社外取締役が取締役会の議長を務めております。

また当社では、経営管理本部が独立社外取締役の職務の補助を行っており、経営管理本部を通じた経営陣および監査役または監査役会との連絡・調整を実施しているほか、社外役員と代表取締役及び取締役社長等とのミーティングを実施することにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に関する体制整備が図られております。

**【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質★**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。

また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社では、独立社外取締役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えのもとに、社外役員の独立性に関する基準を定めており、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

**【原則 4－10】 任意の仕組みの活用**

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社では、独立社外取締役及び独立社外監査役、計 6 名の独立役員が代表取締役及び取締役社長や取締役会による当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に反する動きを牽制し統治機能の強化を図っております。

また任意の仕組みとして、取締役の選定につきましては、業務執行を行う経営陣から独立した立場である社外取締役及び社外監査役が中心となって候補者を選定することとし、取締役の再任可否につきましても社外取締役及び社外監査役が評価を行っております。

**【補充原則 4－10①】**

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社においては、社外取締役による牽制を十分に機能させるために複数の独立社外取締役を選任することが必要であると考え、3分の1以上の独立社外取締役を選任する方針とし、これを役員を選任のルールとして明確にしております。

現在当社は、独立社外取締役を 3 名選任しており独立社外取締役が取締役会の過半数に達しております。

また、取締役会議長は独立社外取締役とし、各独立社外取締役はそれぞれ弁護士、公認会計士及び企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、能動的かつ積極的に取締役会や各取締役へ意見を述べる体制を整えております。

**【原則 4－11】 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。

また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社取締役会は、経営管理または子会社の事業に精通した業務執行取締役と社外取締役 3 名で構成されています。社外取締役の 3 名は、弁護士、公認会計士、企業経営者であり取締役求められる豊富な経験と高い見識を有しております。

当社監査役会は、財務・会計に関する豊富な知識を有している常勤監査役1名と社外監査役3名で構成されています。

社外監査役の3名は、弁護士、公認会計士であり監査役に求められる財務・会計に関する適切な知見を有しております。

また取締役会では、社外役員を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めてまいります。

**【補充原則4-11①】★**

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社取締役会は、定款で定める取締役8名、監査役5名の員数の範囲内において、各事業に伴う知識・経験・能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定であります。

**【補充原則4-11②】★**

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。

こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況について、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

社外取締役のうち2名が、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、その数は合理的な範囲にとどまっていると判断しております。

また、当社の社外監査役は、他の上場会社の役員は兼任しておりませんので監査業務に常時専念できる体制となっております。

また当社の業務執行取締役は、当社グループ以外の事業をおこなっている会社の役員は兼任しておりませんので、当社における業務執行に専念できる体制となっております。

**【補充原則 4-11③】★**

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

第三者による各取締役へのヒアリングにより、代表取締役、取締役社長及び取締役会議長が取りまとめを行うことで、取締役会の実効性について分析・評価を実施しております。

当該内容により、取締役会が実効的に機能している旨を確認しております。

書面での直接確認および結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

**【原則 4-12】取締役会の審議の活性化**

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社取締役会は、取締役の5名のうち3名が社外取締役であることに加え、社外取締役が議長を務めており、社外取締役は自身の専門的な知識や豊富な経験に基づき、自身の問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風ができております。

社外取締役以外の取締役についても、取締役会に上程された審議事項について、自由闊達で建設的な意見や指摘を行うことにしております。

**【補充原則 4-12①】**

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

上場会社の取締役会は、社外取締役の問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきであり、以下により審議の活性化を図っております。

取締役会の資料は、会日の原則3日前に招集通知を発し、会日に先立ち議題を把握し準備の上、出席ができるようにしております。

取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにし、審議時間を十分に確保いたしております。各取締役に対しては定型のもの以外に、必要な資料を準備し要点を把握しやすいように整理・分析された形で提供されるように努め、取締役の意見交換と協議による意思決定を担保し、さらに必要に応じて、社外取締役や社外監査役との連絡会を実施しております。

年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておき、審議項目数や開催頻

度を適切に設定しておきます。年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項については、年度開始前に経営管理本部により主要会議等と連動した年間スケジュールを作成しておりますが、四半期ごとに年間スケジュールの見直しを行い、社外取締役3名を含めた全取締役が出席しやすい環境を整えてまいります。また書面決議は、あくまで定款の定めがある場合の例外的な取扱いであることに留意し重要な案件で安易に用いることはせず、現実を開催することを大原則としております。

#### 【原則4-13】情報入手と支援体制

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役および監査役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を能動的に求め、情報提供を求められた部門は要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

取締役については、経営管理本部を中心としてその支援を行い必要に応じ適宜各部門の人員が支援にあたっており、監査役については、監査役の職務を補助するため内部監査室がその支援を行っております。

また、取締役会および監査役会においては、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されていたかどうかを、必要に応じて関連部門の担当者等へのヒアリングを通して確認しております。

#### 【補充原則4-13①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、適切な意思決定を行うため自身が保有する情報に不足がある場合は、経営管理本部をはじめ、関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。

なお、業務執行の意思決定に必要な情報を適宜入手できるよう、担当取締役による案件の説明と質問への回答の機会を確保しております。

監査役は、取締役や内部監査部門と連携し監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は常勤監査役が中心となり、各部門を担当する業務執行取締役や関連する部門へ必要とする情報や資料を求め、要請を受けた部門は適宜情報や資料を提供しております。

**【補充原則 4-13②】**

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し検討を行っております。

これらにより生じる費用は、社内規程に基づき当社が負担しております。

**【補充原則 4-13③】**

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。

また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社は、代表取締役直属の内部監査室が、子会社を含めた全部署を対象に定期的に監査を実施し、監査結果を代表取締役及び取締役社長に報告するとともに、内部監査部門における監査結果等により把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜、取締役や監査役へ報告がなされております。

問題点等の改善指導や是正状況についても、同様に内部監査部門と取締役や監査役との間で情報共有が図られております。

報告された特に重要な問題点等については、取締役会や監査役会から担当部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行うこととなっております。

また当社では、社外取締役や社外監査役の指示を受けて、社内との連絡・調整を行う事務局を設置していませんが、経営管理本部または各部門における担当取締役や常勤監査役を通じて、各部門が常時、社外取締役や社外監査役からの依頼を受けられる体制を確保しております。

**【原則 4-14】 取締役・監査役のトレーニング**

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。

このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社では、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役および監査役の知識や能力の向上を図ってまいります。

また、取締役、監査役に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、



外部セミナー、外部団体への加入および人的ネットワークへの参加を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役の請求等により、社内規程に基づき当社にて負担いたします。

**【補充原則 4-14①】**

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、新任の取締役・監査役に対して、就任時に定款等の会社基礎資料を配付するとともに、役割と責務について勉強会を開催することによりあらためて理解を図っております。

また、社外取締役・社外監査役には、就任時に、当社グループの事業、財務、組織を含めた概況に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、当社施設の見学など、当社グループの理解を深めるための施策を実施しております。

また、投資家等からのヒアリングなどから得られた当社の中長期的な企業価値向上にあたっての課題等が整理できるような資料を提供し、各役員に求められる役割と責任を理解する機会を継続的に設けております。

**【補充原則 4-14②】 ★**

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施してまいります。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行ってまいります。

上記方針の開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則5】株主との対話

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ当社を成長させていくことが重要と認識しております。

このため、代表取締役自らがIR担当取締役となる体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。

### 【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針★

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。

取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社では、IRの重要性を鑑み、代表取締役自らがIR担当取締役となる体制を整備しております。株主や投資家に対しては、代表取締役が出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、スモールミーティングを実施しております。

これらの結果は、随時、経営陣幹部および取締役会に報告しております。

なお、株主や投資家との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

### 【補充原則5-1①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）の対応は、経営管理本部にて行っています。

また、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、代表取締役等が面談に対応しております。

#### 【補充原則 5-1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

(i) (ii) 当社では、代表取締役が管理部、経理部等の I R 活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っております。

(iii) 管理部にて、株主や投資家からの電話取材やスモールミーティング等の I R 取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会を半期に 1 回開催し、代表取締役が説明を行っております。

(iv) これらの結果は、代表取締役が必要に応じ、取締役会や経営会議へフィードバックしております。

(v) また、株主や投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

#### 【補充原則 5-1 ③】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年 2 月末および 8 月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、必要に応じ当社の株式を所有する株主の調査等を行い、実質の株主の把握に努めております。

#### 【原則 5-2】 経営戦略や経営計画の策定・公表

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、企業価値を中長期的に高めるために、持続的な成長を見据えた投資と、事業活動に伴うリスクを許容できる水準の株主資本を保持することを基本としております。

重要な経営戦略や経営計画の機関決定をおこなった際、速やかに当社ホームページにて開示しており、株主・投資家の皆様への発信の手段として、代表取締役が出席する決算説明会を半期に 1 回行っております。

以 上